

北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

北上市教育委員会行政組織規則（平成３年北上市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第４条 教育委員会事務局に教育部を置き、教育部に次の課及び係を置く。 （１）・（２）〔略〕 （３）文化財課 <u>文化財係</u> 別表第１（第５条関係） １・２ 〔略〕 ３ 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。 （１）文化財係 ア 〔略〕 イ 文化財の調査に關すること。 ウ 〔略〕 <u>エ 文化財関係施設に關すること。</u> <u>オ</u> 〔略〕 <u>カ</u> 〔略〕 <u>キ</u> 〔略〕 <u>ク</u> <u>埋藏文化財に關すること。</u> <u>ケ</u> 〔略〕	（組織） 第４条 教育委員会事務局に教育部を置き、教育部に次の課及び係を置く。 （１）・（２）〔略〕 （３）文化財課 <u>文化財係</u> <u>遺跡保護係</u> 別表第１（第５条関係） １・２ 〔略〕 ３ 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。 （１）文化財係 ア 〔略〕 イ 文化財の調査<u>及び研究</u>に關すること。 ウ 〔略〕 <u>エ</u> 〔略〕 <u>オ</u> 〔略〕 <u>カ</u> 〔略〕 <u>キ</u> 〔略〕 <u>（２）遺跡保護係</u>

ア 埋蔵文化財に関すること。

イ 文化財関係施設に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。